

- 1 公示番号 茨定第 1 号
- 2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類, 漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置

茨城県日立市地先

- (3) 漁場の区域

次のア, イ, ウ, エ, オ, カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (別紙図面のとおり)
 基点第23号 会瀬漁港南口防波堤 (茨城県日立市会瀬町) に設置した標識により示された点

- ア 基点第23号から84度50分 (真方位) 3,300メートルの点
- イ 基点第23号から92度10分 (真方位) 5,600メートルの点
- ウ 基点第23号から101度10分 (真方位) 8,320メートルの点
- エ 基点第23号から115度15分 (真方位) 7,900メートルの点
- オ 基点第23号から112度00分 (真方位) 5,250メートルの点
- カ 基点第23号から112度00分 (真方位) 2,980メートルの点

- 3 制限又は条件

設置できる網漁具は, 灘側, 及び沖側とも 1 箇統以内とする。

- 4 免許予定日

平成25年9月1日

- 5 申請期間

平成25年5月27日から平成25年7月26日まで

- 6 地元地区

茨城県日立市

- 7 存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

(別紙図面)

茨定第1号定置漁業免許漁場図

